

社会福祉法人友好福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友好福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員1人あたりの各年度の総額は20万円を超えない範囲で、評議員1人あたりの各年度の総額は10万円を超えない範囲で、報酬の額は別表1に定める。

(費用弁償)

第4条 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表2の通り費用を弁償する。

2 交通費の実費が別表2の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

3 旅費規程は、社会福祉法人友好福祉会旅費規程を準用する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の非常勤役員等に対しては、本規定に基づく役員等報酬及び費用弁償は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席または法人及び施設業務のため職務をした都度、支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

令和 4年 6月14日改正

令和 5年12月 6日改正、施行

別表1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	30,000 円
理事会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

別表2 (非常勤役員等の費用弁償額)

(1) 評議員

評議員会出席への費用弁償額	2,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための費用弁償額	2,000 円

(2) 理事

理事会等出席への費用弁償額	2,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための費用弁償額	2,000 円

(3) 監事

監事監査等への費用弁償額	2,000 円
理事会出席への費用弁償額	2,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための費用弁償額	2,000 円